







入札予定価格用  
積算内訳

	基本料金				電力量料金												自家発補給電力 (不使用の場合の基本料金)					総計 (円)	本体価格 (円)	消費税相当額 (円)			
	常時電力				ピーク時間			昼間時間			夜間時間			計 (kWh)	発電燃料費等の変動による調整額 (燃料費調整額)		再生可能エネルギー 発電促進賦課金		計 (円)								
	契約電力 (kW)	単価 (円/kW)	係数 (力率割引)	計 (円)	夏季			夏季			その他季				単価 (円/kW)	計 (円)	単価 (円/kW)	計 (円)									
					使用電力量 (kWh)	単価 (円/kWh)	計 (円)	使用電力量 (kWh)	単価 (円/kWh)	計 (円)	使用電力量 (kWh)	単価 (円/kWh)	計 (円)							使用電力量 (kWh)	単価 (円/kWh)				計 (円)		
a	b	c	d=a*b*c	e	f	g=e*f	h	I	j=h*I	k	l	m=k*l	n	o	p=n*o	q=e+h+k+n	r	s=q*r	t	u=q*t	v=g+j+m+p+s+u	w	x	y=w*x	z=d+v+y	aa=z*(100/110)	ab=z-aa
令和7年4月	3,200				—	—	—	—	—	—	795,912			716,504			1,512,416					1,000					
5月	3,200				—	—	—	—	—	—	755,256			827,944			1,583,200					1,000					
6月	3,200				—	—	—	—	—	—	867,976			736,456			1,604,432					1,000					
7月	3,200				203,496			731,016			—	—	—	868,544			1,803,056					1,000					
8月	3,200				197,264			724,096			—	—	—	855,128			1,776,488					1,000					
9月	3,200				184,024			665,952			—	—	—	849,128			1,699,104					1,000					
10月	3,200				—	—	—	—	—	—	853,560			743,952			1,597,512					1,000					
11月	3,200				—	—	—	—	—	—	800,846			703,976			1,504,822					1,000					
12月	3,200				—	—	—	—	—	—	812,568			709,368			1,521,936					1,000					
令和8年1月	3,200				—	—	—	—	—	—	765,664			755,400			1,521,064					1,000					
2月	3,200				—	—	—	—	—	—	770,864			681,336			1,452,200					1,000					
3月	3,200				—	—	—	—	—	—	828,136			714,184			1,542,320					1,000					
小計					584,784			2,121,064			7,250,782			9,161,920			19,118,550										
																						うち消費税相当額					
																						総計(変動費含まず)					

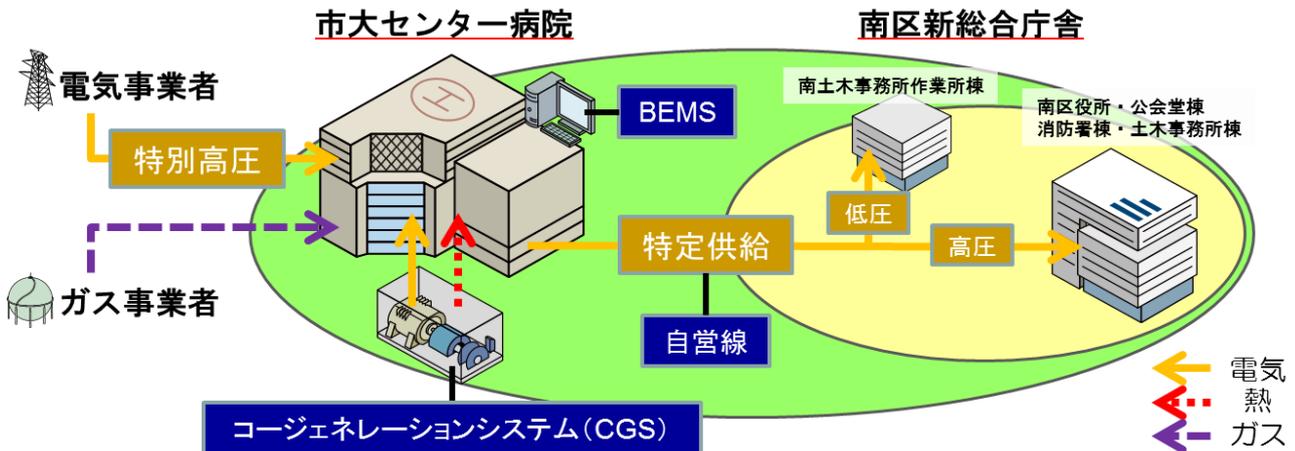
- (注1) 力率は100%と仮定  
(注2) 自家発補給電力は使用しないと計算しています。  
(注3) 合計金額は横浜市立大学が提出する契約仕様書及び電力使用計画書に基づき、それぞれの契約希望単価を乗じて計算した年間の総計金額です。  
なお、積算単価は燃料調整単価を0.00円、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を0.00円として計算しています。  
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しておりません。  
(注4) アンシラリーサービス契約容量および単価は、公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センターと連系している特別高圧電線路を維持および運用する一般送配電事業者が提示するものの通りとし、本電力供給契約には含まれません。

# 仕 様 書

## 1 概要

- (1) 需要場所  
公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下、市大センター病院）  
横浜市南区浦舟町4丁目57番地ほか
- (2) 業種および用途  
市大センター病院(病院)、南区総合庁舎(オフィスビル)、南土木事務所作業所(作業所)
- (3) 特定供給について  
ア 市大センター病院は平成26年12月26日に関東経済産業局長から許可を受けた特定供給を用いて、南区総合庁舎および南土木事務所作業所へ送電する。  
イ 特定供給は市大センター病院の発電設備からの電力を地中埋設した自営線を介して行う。不足分はバックアップとして電気事業者からの電力を市大センター病院が変電し、自営線を介して南区総合庁舎に高圧、南土木事務所作業所に低圧として供給する。

【参考イメージ】



## 2 仕様

### (1) 電力供給条件

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 供給電圧(標準電圧)	20,000 ボルト
ウ 計量電圧(標準電圧)	20,000 ボルト
エ 標準周波数	50 ヘルツ
オ 受電方式	2回線ループ受電
カ 受電設備総容量	18,000 キロボルトアンペア
キ コンデンサ取付容量	3,149 キロボール
ク 非常用自家発電設備	4,000 キロボルトアンペア
ケ 常用自家発電設備	3,279 キロボルトアンペア
コ 太陽光発電設備	40 キロワット

### (2) 契約電力および予定使用電力量

- ア 契約電力 3,200 キロワット  
契約電力とは契約上 使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測し、算定される値が原則としてこれを超えないものとする。  
計測する電力は、市大センター病院、南区総合庁舎及び南土木事務所作業所の合計値である。
- イ 予定使用電力量合計 19,118,550 キロワットアワー  
月別の予定使用電力量は別紙のとおり  
計測する電力は、市大センター病院、南区総合庁舎及び南土木事務所作業所の合計値である。
- ウ 力率は、自動力率調整装置を設置し、契約期間中100パーセントを保持する予定
- エ 自家発補給電力 1,000 キロワット  
自家発補給電力とは、発注者の常用自家発電設備の検査、補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給設備から同位の電圧で供給するものとする。  
なお、使用電力量は零とし、使用した場合は「3項その他(1)」による。
- オ 1引込み1需給契約について  
本契約は契約を行う小売電気事業者と市大センター病院のみの契約であり、南区総合庁舎及び南土木事務所作業所との契約は発生しないものとする。

(3) 履行期間

自 令和7年4月1日 0時  
至 令和8年3月31日 24時

(4) 電力量等の検針

計量器は契約を行う小売電気事業者が市大センター病院のみに設置し、検針する。

- ア 自動検針装置 有
- イ 契約を行う小売電気事業者の検針方法 遠隔自動検針
- ウ 計量器の構成  
三菱電機株式会社 複合計器(時間帯別・精密級)  
形式 WP3EP-R形  
記入形式名 多時間帯 WPEP  
交流三相3線式 110 ボルト 5 アンペア 50 ヘルツ  
パルス定数 50000 パルス/キロワットアワー

(5) 需給地点

需給場所構内開閉所(引込口)に市大センター病院が設置した縮小型受電設備断路器電源側  
終端接続端子と東京電力パワーグリッド株式会社が施設した終端接続部接続端子との接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。ただし計量器等は契約を行う小売電気事業者の所有とする。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(8) 入札額の算定について

- ア 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし算定すること。
- イ 燃料費調整額は入札価格の算定に考慮しない。
- ウ 燃料費調整(市場調整分を含む)及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進  
に関する特別措置法に基づく賦課金は、契約金とあわせて請求により支払うこととする。  
燃料費調整(市場調整分を含む)は、東京電力エナジーパートナー株式会社の  
ベーシックプランにおける最新の調整単価に使用分を乗じた金額を上限とし  
上限を超える場合は別途協議とする。  
最新の調整単価がマイナスの場合は、契約金から差し引くこととする。  
また、国による電気料金の緩和措置等を適用している場合は、国が定める基準額に応じた  
額を差し引いて請求することとする。
- エ アンシラリーサービス料は市大センター病院と一般送配電事業者で個別に契約するため、  
入札価格の算定に考慮しない。  
なお、平成27年2月に締結した市大センター病院と電気事業者との契約におけるアンシ  
ラリーサービス契約容量は396キロワットである。
- オ 燃料費調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金、自家発電補給電力使用時の単価に  
ついては、契約後別途協議する。

3 その他

(1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整および仕様書に定めのないその他の供  
給条件については、当該地域を管轄するに旧一般電気事業者に相当する者が定める  
標準供給条件をもとに協議するものとする。

(2) 料金その他の計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりとする。

- ア 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1  
位で四捨五入する。
- イ 使用電力量の単位は、1キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五  
入する。
- ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り  
捨てる。
- エ 消費税額および地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(3) 協議について

供給開始前に協議を十分に行い、協議については真摯に対応すること。

(4) 特定供給における電源の特定について

南区総合庁舎および南土木事務所作業所への特定供給を運用するにあたり、  
「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(平成28年4月1日改正)」の  
第1の(26)の③のイに従い、契約を行う小売電気事業者が市大センター病院に対して  
電気を供給する発電設備を特定すること。  
発電設備の特定については、一般送配電事業者と調整すること。